

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むものであります。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ・株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- ・持続的な成長と企業価値の向上を目的とした業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図る。
- ・これら取り組みに際しては、金融庁と株式会社東京証券取引所が指針としてまとめた「コーポレートガバナンス・コード」を参考としながら、経営の健全性、公正性の観点からリスク管理、内部統制制度、コンプライアンスへの取組みを徹底し、当社に対する信頼性の向上と自浄能力の増強に努めるものとする。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

全ての基本原則を実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京センチュリー株式会社	750,000	32.47
篠崎明	156,000	6.75
藤田健治	120,927	5.23
株式会社ネットワーク	65,640	2.84
宮崎琢磨	60,732	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	54,900	2.37
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	50,000	2.16
資産管理サービス信託銀行株式会社	45,300	1.96
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NORTHERN TRUST (GUERNSEY) LIMITED R E GGP RE: AIF CLIENTS 15.315 PERCENT NON TREATY ACCOUNT	44,000	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	34,000	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記の大株主の状況は、2019年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。なお、当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期

3月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澤田 脩	他の会社の出身者											
上山 亨	他の会社の出身者											
成瀬 明弘	他の会社の出身者					○		○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田 脩	○	——	澤田脩氏は、ネットワンシステムズ株式会社の代表取締役社長をはじめとする会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。加えて、現在も本多通信化学工業での社外取締役としての知見も有しており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、独立役員として指定しております。

上山 亨	○	——	上山亨氏は証券会社における勤務経験があり、経営と金融等に関する幅広い見識を有しており、客観的な視点から当事業及び経営の監督を頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、独立役員として指定しております。
成瀬 明弘		——	成瀬明弘氏は、上場企業にて業務執行責任者としての豊富な経験と実績を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、監査役3名(うち、社外監査役3名)により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。常勤監査役は、経営会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。また、監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査人と意見交換等を実施し、連携を取りながら効果的かつ効率的な監査を進めております。

また、当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報交換を行い相互の連携を高めております。

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査部(専任者1名で構成)が厳正中立の立場で各業務部門の業務監査を実施しており、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西村 義典	他の会社の出身者													
平田 幸一郎	他の会社の出身者													
田中 裕幸	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 義典		――	西村義典氏は株式会社資生堂における取締役及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を期待しております。
平田 幸一郎		――	平田幸一郎氏は公認会計士として、また、他社における社外監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を担っていただけると判断し、社外監査役として選任しております。
田中 裕幸		――	田中裕幸氏は公認会計士及び弁護士資格を有しており、当社の業務執行体制について法律・会計両面から適切な監査を行っていただけると判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
---	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、中長期的な業績向上及び企業価値向上への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社は、長期的な企業価値向上に対するインセンティブと優秀な人材の確保を目的として、発行時点における時価を基準として権利行使価額を決定する新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

――

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等の額の決定方法及び決定に係る方針については、株主総会にてそれぞれの報酬限度額についての決議を受け、各取締役については社外取締役を含む全取締役での協議に基づき算出し、取締役会にて決定することとしております。また、各監査役については監査役の協議により決定しております。

取締役の基本報酬の限度額は、2019年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額200百万円以内(うち社外取締役年額40百万円以内)とご承認頂いております。また、取締役(社外取締役を除く。)を対象に、第14期事業年度の報酬より、従来のストックオプション制度にかえて、より中長期的な業績向上及び企業価値向上への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額20百万円以内、年10,000株以内、譲渡制限期間3年間から30年間以内の譲渡制限付株式報酬制度を導入する事につき承認頂いております。なお、各対象取締役への具体的な支給時期、配分及び譲渡制限期間については、全ての社外取締役と協議を経た上で取締役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

すべての社外取締役及び社外監査役は月に1度の取締役会に出席することとしており、取締役会議事内容は事前に共有し、決議議案及び報告事項について不明な点、疑義が生じている等の場合は発言し議論しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、本書提出日現在において取締役7名(うち社外取締役3名)から構成されており、原則として月1回開催いたします。経営に関する特に重要な事項は全て取締役会で協議・決定しております。

また、株主総会を頂点に、経営会議を主とした業務執行、独立社外取締役を含めた取締役会による執行状況の監督、監査役会による取締役等の業務執行の監査、更には専門家による会計監査を受ける企業統治体制を執るものであります。

経営上の意思決定に係るプロセスは、経営会議によって経営活動の状況並びに業務執行に関わる検討を行い、重要な議題については職務権限表に沿って取締役会に上程し決定いたします。

(2) 監査役会・監査役

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、原則として月1回開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、監査役会及び取締役会に出席し、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、経営並びに取締役の職務執行の適法性を監査しております。主な監査活動は、取締役会・経営会議への出席と意見陳述、代表取締役社長との意見交換、業務執行過程のモニタリング、決裁書等重要な書類の閲覧、主たる本部の往査、会計監査人の独立性監視、会計監査人からの報告・説明、計算書類及び事業報告書や重要な取引記録についての検討等であり、これらの内容について、監査役会規程を定めております。

(3) 経営会議

経営会議は、実務的な意思決定を機動的に実施するために開催しております。構成メンバーは社長、常勤取締役及び社長が指名する者になり、毎月1回開催しております。

経営会議の招集、議長は代表取締役社長が行い、経営会議では、経営活動の状況(損益分析、企業集団の活動状況、各本部及び各部の中期・年度経営計画の進捗状況等)、業務執行に関わる検討や情報共有等により、迅速な経営判断の礎とするとともに、重要な議題については別途定める職務権限に沿って取締役会へ上程しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

取締役会では毎回活発な議論が行われており、社外取締役を選任することで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の監視機能を強化しております。

監査役は公認会計士や弁護士等の専門的な見地から取締役の職務執行に対する監査を厳正に行っております。社外監査役を選任することで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っております。

以上のことから、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、他社の株主総会が集中すると見込まれる日と避けるとともに、出席しやすい場所を確保しております。
電磁的方法による議決権の行使	将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討していきたいと考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	将来は、招集通知、株主総会参考書類及び事業報告並びに計算書類のうち重要な部分等を抄訳し、当社ホームページに掲載していくことを検討していきたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「適時開示マニュアル」に下記の基準を定めております。 1. 当社が開示する経営関連情報は以下の通りとする。 (1) 東京証券取引所の適時開示制度に基づく情報開示 投資判断に重要な影響を与える、当社の業務・運営又は業績等に関する以下の事項 決定事項に関する情報 発生事項に関する情報 決算に関する情報 (2) 金融商品取引法 第24条に規定する法定開示制度に基づく情報開示 有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書など 2. 前2項に定める情報以外にも、当社の経営方針・月次営業係数等に関して、自主的かつ積極的に情報を開示する。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会後等に、個人投資家向け説明会を実施していくことを検討したいと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期決算毎に説明会を実施していく方針であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	将来は、海外投資家向けの説明会も実施していくことを検討したいと考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR専門サイトを開設し、掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「役職員行動規範(服務規程)」において、高い企業倫理の保持、各種法令等の遵守及び違反行為の禁止等について規定し、役職員へ周知・徹底することでステークホルダーの皆様より厚い信頼を得るように努めております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

「適時開示マニュアル」の情報開示基準に則り、自主的かつ積極的に情報開示を行っていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において、決議した以下の「内部統制システム構築に関する基本方針」を維持・推進することで、監査・監督機能の徹底を図り、業務執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の法令遵守の意識を高めるため、「コンプライアンス規程」を制定し、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。当社の取締役及び従業員は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めることとする。

代表取締役社長が内部監査部長を内部監査責任者として指名し、内部監査を実施することにより、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。

内部通報制度を構築し、運用することにより、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書管理に関する主管部門を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法を「文書管理規程」に定める。

取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持し、文書管理規程に基づき適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、事業遂行に関わるリスクについて、リスクを識別し、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を講ずる。

取締役及び使用人のリスク管理意識向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、必要に応じて経営会議を開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程を定め、権限及び責任の明確化を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助するため、監査役の求めに応じて監査役を補助すべき使用人を配置する。監査役は当該使用人に対して監査に必要な事項を指示することができる。

監査役を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

監査役から監査業務に必要な命令を受けた社員等は、その命令に関して、取締役及び部署長の指揮命令を受けないものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、当社の取締役及び使用人から説明を受けることができるものとする。

監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

当社の取締役及び使用人は、会社の経営または業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、随時監査役会に報告しなければならないものとする。

当社の定める内部通報制度において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を保障する。

7. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をした際には、管理本部長の判断のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に取締役と会合を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題のほか、監査役監査の環境整備の状況について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。

監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。

監査役は、内部監査責任者及び内部監査担当者と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査責任者及び内部監査担当者に調査を求めることができる。

監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、その排除に努めるとともに不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進する。

1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

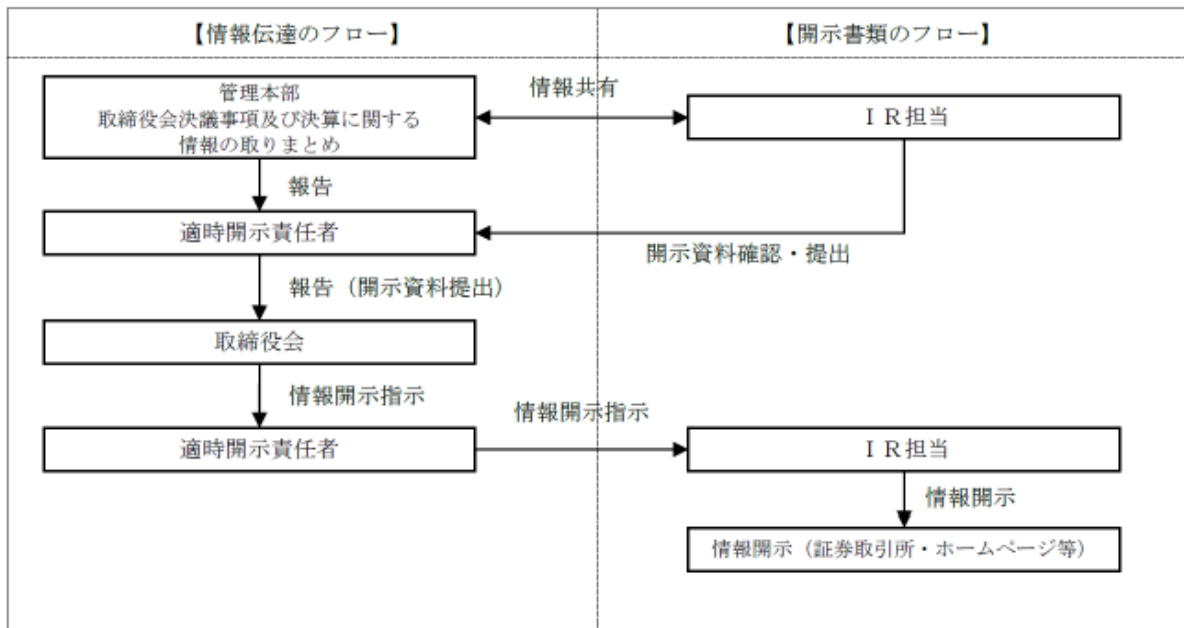
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

```

graph TD
    SM[株主総会] -- "選任・解任" --> BOA[取締役会]
    SM -- "選任・解任" --> BOA2[監査役会]
    BOA -- "選定・監督・解職" --> RD[代表取締役]
    RD -- "報告" --> BOA
    RD -- "指示" --> KM[経営会議]
    KM -- "報告" --> RD
    KM -- "指示" --> ED[各執行部門]
    ED -- "報告" --> KM
    ED -- "内部監査" --> ID[内部監査部]
    ID -- "報告" --> BOA2
    ID -- "報告" --> KM
    ID <-->| "相談・助言" | EE[外部専門家  
(弁護士、社会保険労務士等)]
    ID <-->| "会計監査" | AF[監査法人]
    AF <-->| "連携" | BOA2
    AF <-->| "連携" | ID
  
```

【適時開示体制の概要（模式図）】

(a) 当社に係る決定事実・決算に関する情報等



(b) 当社に係る発生事実に関する情報

